

地域密着型特別養護老人ホーム はやしの杜 料金表（2021年4月1日～）

1. 介護保険給付対象サービス:利用者負担分(1割)の金額を表示しています

1日分の料金

サービス内容	説明・算定条件	金額	
ユニット型地域密着型 介護福祉施設サービス費	・施設サービスにかかる利用料	要介護1	661円
		要介護2	730円
		要介護3	803円
		要介護4	874円
		要介護5	942円
日常生活継続支援加算Ⅱ	・半年から1年以内に新規入所された方のうち介護度4か5の方が70%以上、 又は認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の方が65%以上 ・入居者数6名につき1名の介護福祉士を配置	46円	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	・夜勤を行う介護職員の数が最低基準より1名以上上回る	46円	
看護体制加算(Ⅰ)	・常勤の看護師を1名以上配置	12円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	・介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上	18円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	・機能訓練指導員が計画的に機能訓練を実施	12円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	・機能訓練指導員が計画的に機能訓練を実施	20円	
自立支援促進加算	医師が入居者ごとに医学的評価を	300円/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40円/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50円/月	
ADL維持加算(Ⅰ)		30円/月	
ADL維持加算(Ⅱ)		60円/月	
生活機能向上連携加算	・通所リハビリテーションを実施している事業所と共同で当該計画に基づき機能訓練を実施する	100円/月	
初期加算	・新規入所日から30日間算定 ・30日以上入院後再入所した場合も算定	30円	
療養食加算	・医師の食事箋に基づき、糖尿病食・腎臓食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食 ・高脂血症食・痛風食など療養食を提供した場合	18円	
経口維持加算(Ⅰ)	・経口摂取されている方に対し、経口維持計画を策定し栄養管理を行う場合	400円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	・褥瘡発生を予防するため、定期的な評価と、褥瘡予防管理を実施する	3円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13円/月	
排泄支援加算(Ⅰ)	・身体機能の向上や環境調整などによって、排泄にかかる要介護状態の改善する支援を行う	10円/月	
排泄支援加算(Ⅱ)		15円/月	
排泄支援加算(Ⅲ)		20円/月	
再入所時栄養連携加算	・再入居時の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と連携し栄養管理を行う	400円/回	
低栄養リスク改善加算	・低栄養リスクの高い入居者に対して、他職種協働して低栄養状態の改善を図る	300円/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	・歯科衛生士と介護職員が協働して口腔衛生管理を行う	90円/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	・歯科衛生士と介護職員が協働して口腔衛生管理を行う	110円/月	
看取り介護加算	・医師が回復の見込みがないと判断した入居者に対し「看取りに関する指針」に基づく支援を行い看取り介護を行った場合	72円/死亡日の45日前～31日前	
		144円/死亡日の30日前～4日前	
		680円/死亡日の前々日と前日	
		1280円/死亡日	
入院外泊時の費用算定	・入居者が入院か外泊した場合、1か月に6日間を限度に算定	246円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	・当施設における介護職員の処遇改善が基準に適合	上記の算定する費用合計×8.3%の金額	
特定処遇改善加算	・当施設における介護職員の処遇改善が基準に適合	上記の算定する費用合計×2.7%の金額	

2. 介護保険給付対象外サービス

食費・居住費（預貯金額や配偶者の所得によっては負担限度額認定証が更新されない事もあります）

市町村で認定された「世帯及び本人の収入段階」	食費	居住費
利用者負担第4段階:市町村民税世帯課税等	1,770円	2,006円
利用者負担第3段階:市町村民税非課税世帯で第2段階非該当の方	650円	1,310円
利用者負担第2段階:市町村民税非課税世帯で本人の所得と課税年金収入の合計が80万円未満の方	390円	820円
利用者負担第1段階:市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方、生活保護受給の方	300円	820円

その他

サービス内容	金額
理美容代、医療費、薬代、個別に必要な日常生活品費	実費
金銭及び貴重品の管理費	35円/日
テレビの使用に伴う電気代	10円/日
電気毛布などその他の電気製品使用に伴う電気代(1台につき)	20円/日

注:「社会福祉法人による利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は、別途減額される場合がございます。ご相談ください。